令和６年度 視覚検査のご案内

対象者　　市立小学校の１・２年生のうち検査を希望する方

日時場所

日　　付	場　　所	時　　間
令和６年８月16日（金）	保健・福祉会館 １Ｆ趣味・余暇活用室 （神栖市溝口 1746-1）	システムにて予約した時間枠
令和６年８月19日（月）		
令和６年８月20日（火）		
令和６年８月21日（水）		
令和６年８月28日（水）	はさき保健・交流センター ２Ｆ心電図室 （神栖市土合本町 1-8762-11）	
令和６年８月29日（木）		

費　用　　無料

方　法　　スポットビジョンスクリーナーという機器の奥の光を見ていただき、以下の異常の可能性があるかを数秒から数十秒で測定します。※視力は測れません。

- 近視　（遠くのものが見えにくい）
- 遠視　（遠くにも近くにも焦点が合わない）
- 乱視　（焦点が１か所に集まらない）
- 不同視　（屈折の左右差が大きい）
- 斜視　（目の視線がずれている）
- 瞳孔不同　（瞳孔径の左右差が大きい）

子どもの目は、生まれてから、ものを見ることによってだんだん発達し、小学校１年生頃までにほぼ完成します。それまでに視力の発達を妨げる遠視や乱視などを見つけ、眼鏡などで補いながら、見る訓練をしていくことが大切です。目の成長がとまってからでは、よい視力を得るのは非常に困難になりますので、この時期に検査を受けることをおすすめします。

なお、本検査は精密検査ではありませんので、お子さんに次のしぐさが見られた時は、できるだけ早く専門医（眼科）を受診されることをおすすめします。

テレビを見ているとき

□首をまげる　　□目を細める　　□片方の目をかくすといやがる

□極端に近くで見る　□横目で見る

そのほか，

□明るいところで片目をつぶる　　□まぶしがる

□目が寄っていたり外側にずれていたりする

神栖市教育委員会